

[研究ノート]

高等学校における消費者教育の現状について（下）

山 田 壽 一

「設問Ⅲ」においては、指導する際指導者側において生じた課題や問題点があったのか、あった場合にはどのような対応をしたのかを知るためこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

- 1 課題や問題点は特に感じていない。
- 2 特にありません。
- 3 生徒の当事者意識の欠如から内容自体への関心の低さが挙げられます。やはり高校生段階では自身が消費者の一員として経済活動に参加しているという感覚は生徒たちにはあまりないように感じます。今後消費者教育の推進を行っていかねばならない社会状況があるなかで、コンテンツとして消費者教育をいかに面白いと生徒たちが感じ、主体的に取り組むことができるかを教育現場として考えていかねばならないと思います。
- 4 特にありません。
- 5 特にない。
- 6 ・授業時間の確保  
・VTR教材が高価、場所の問題  
・教員（担当）が複数の場合、価値観の違い  
・ネット通販経験者が少なく、近い将来そのようなトラブルが起ころうという感覚が薄い。
- 7 教科指導以外は、「消費生活に関する教育」の実施が難しい。Ⅳで回答した以外ではSNS等の研修を実施する程度である。
- 8 3学期実施予定
- 9 ・公民、家庭科とともに単位数が少なく、実施に時間がなかなか取ることができない。
- 10 特に現時点では、課題や問題点はない。今の高等学校学習指導要領のもとでは、公民科および家庭科の授業のなかで展開することとなっているが、果たしてそれだけでいいのかという思いはある。しかし、また学校独自で総合学習の時間やLHR等を活用して、消費者教育をスタートさせるには、先生方への負担もかかることが予想され、働き方改革とのバランスが課題になるとも思われる。
- 11 今回の学習を理解している生徒とそうでない生徒がいたように感じる。次回からはよりわかりやすい講義にしていく必要がある。
- 12 特にありません。

13 食や衣の分野と比べて、本校の生徒は経済に関しての意識が低い。生活レベルが高い家庭が多いことが原因として考えられる。そのため、カードや給与明細、消費者トラブルについて話しても、実感がなく「そうなんだ…。」と思う程度で身近に感じられない点が課題である。

DVDや実際の消費者トラブルの事案等も扱い、生徒に伝えてはいるが、「私はそんなものに騙されないし!」といった反応であり、真剣に捉えられていないことところが、まだまだ、今後の課題であり不安である。

- 14 特になし。
- 15 特にないが、今後テキスト『社会の扉』をいかに活用し実践していくかが課題である。
- 16 消費者教育というと『家庭科』『公民科』が担当すると意識が強い。様々な新しい課題を抱えている状況に於いて、担当する『家庭科』の指導計画の中に消費者教育を明確に位置付けることは難しくなってきている。教科横断的な取り組みが今後一層必要になると考えられる。
- 17 特に課題・問題は感じない。生徒は概ね意欲的に取り組んでいた。
- 18 購買に関する授業では、生徒自身があまり積極的に消費行動をした経験が多くなかったことから、生徒による認識の差があった。  
また、知識として“覚えさせるだけ”の形にしないための工夫が必要と感じた。
- 19 外部講師との日程調整、適切な教材の選択、授業時間の確保
- 20 駅前でキャッチセールスに声をかけられたり、自分のスマホを持ち、それを利用して買い物をするなど身近に感じるようで、消費者教育の分野には興味を示す生徒は多いが、実際に困った場面で泣き寝入りをしてしまうこともあるように感じる。行動を起こすことのできる消費者に育てていかねばいけないということが課題である。
- 21 特になし。
- 22 言葉が理解しにくいいため、かみくだいて説明をする。法律についてなどは関心がうすい。

回答から課題がない学校も散見されるが、多くの学校

において何らかの課題があることが浮き彫りとなった。

一つには生徒自身の当事者意識の欠如例えば消費者トラブルには自分は遭わないと思っている、経済に関しての意識の低さ、用語が理解できない、法律についての関心の薄さ、などから内容自体への関心の低さがみられ、生徒自身真剣に捉えられていないことが課題としてあげられている。そのため、生徒が主体的に取り組むことができるように教育現場として取り組むことが必要であり、用語の説明をかみ砕いて行う、知識として覚えさせるだけの形にしない、行動を起こすことができる消費者に育てていくという課題に取り組んでいる状況が示されていた。又そのほかに課題としてあげられているものとして、授業時間の確保の問題、教材の価格の問題、消費者教育を取り扱う授業科目の問題、学校独自の消費者教育を行う際の教員への負担増加の問題、外部講師を依頼する際の日程調整の問題、担当教員が複数人いる場合の価値観の違いなどが指摘されていた。

消費者トラブルには自分は遭わないと考えている関心の薄い生徒達に対し、いかに関心を持たせるようにするのか、が大きな課題として浮き彫りになっており、そのための対応として学校現場での様々な取り組みがなされていることがうかがい知れた。そのためには回答にもあったように、様々な新しい課題を抱えている状況において、特定の教科のみの対応ではなく教科横断的な取り組みが今後一層必要になってくると考えられる。

「設問Ⅳ」では、受け手側の生徒が授業を受けて何らかの反応を示したのか、あるいはその後何らかの変化が見られたのかを知るためこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

- 1 身近な地域を取り上げることには、積極的な反応が見られた。10年ほど前に勤務していた学校では、授業の中でアンケートをとったところ、ワンクリック詐欺などの被害に遭っている生徒が一定数いたことがわかった。
- 2 悪徳商法については、大変危険であるという認識を持つことができました。
- 3 設問Ⅲと同一回答
- 4 元から知識として持っている生徒が多かったように感じる。  
他の分野より興味・関心が高いように思う。

5 興味を示し、授業後に経済分野のニュースを見るようになった生徒もいるが、多くの生徒は自分の生活と授業の学習内容のリンク付けはあくまで授業内に留まっている様子であった。

しかし、ミクロ経済を取り扱った際は、お金そのものなり方や経済活動について深く学んでいる様子であり、定期考査の回答を見てもよく復習を行い、自らの知識としている生徒が多かった。

6 将来役立てていきたいというような感想を持つ生徒が多い。

7 高校生でも犯罪にまきこまれる心配はある。その点を授業にとりいれると、自分の問題として考えることができる。

環境問題については、H31' PTA 主催の研修として生徒も参加したが、自分たちの消費行動の問題点に気付く程度で、積極的な行動までつながっていない。

消費者教育は分野によって生徒の関心度に違いがある。

8 同上（設問Ⅲと同一回答）

9 ・本校の生徒にとっては、あまり実感のわからない面があり、他の分野と比べると反応は薄い。

10 本校に通う生徒の実態から、ローンや多重債務などの話にはとても敏感である。家庭の経済状況と照らしあわせる生徒がたくさんおり、成果が表れているかどうかは実感できないが、将来負のスパイラル（育った環境と同じようになる）に陥らないようにと願うばかりである。

11 借金・保証人・クレジットカード等について学習し、お金の使い方などに対する考えが深まったと感じる

12 過去の被害例など、具体的な事案に興味を持ったようです。その他、感想として以下のようなものがあげられました。

- ・自分に多額のお金が使われている事を意識するようになった。
- ・自分の子どもにもしっかりと教育を受けさせてあげることができよう努力する。
- ・お金出してくれている親に感謝する。

13 授業後のアンケートで、「以前よりも契約時の規約を見るようになった」、「多重債務のDVDを見て、

自分のお金の使い方について考えられるようになった」、**「塾の体験学習に行ったとき、契約を勝手に進められたが、解約できないと思い込んでしまっていた。できると知っていたら違う塾も考えられたのに。」**などの感想があった。

生徒の身近な話題を取り上げることで、「そんな体験したことある！」という生徒も出てきて、気を付けようと思った生徒もいたようである。

- 14 消費に関するルールや法律について学習したことにより、自分のこれからの消費活動に気をつけたいといった感想が多く見られた。
- 15 トピック（詐欺事例、クーリングオフ制度、クレジットカード利用、自己破産等）に関しては、身近に感じ、今後のそれぞれの利用に資するものとなった。
- 16 経済に関わる学習に於いて、家庭の中でお金のことが話題になることが少なく、高額なスマートフォンを使用しているにも関わらず金銭感覚がない生徒が目立った。高校生活にかかる費用や住居の契約に関わる費用の計算を通して、一人ひとりの生き方にあったお金の使い方や知識を身につける機会が与えられたことは、自分自身のライフプランの実現とお金の関係に気づく機会となったと思われる。
- 17 悪徳商法に引っかかりそうになった一部の生徒から、具体的な相談が寄せられ、「社会への扉（消費者庁作成）」の中の契約に関わる部分と未成年取り消しに関わる部分が対処に役立つことを説明し、問題解決につながる支援を行った。特に問題を抱えていない生徒についても、専門的な知識を持つ教員や消費生活センターへの相談が有効な手立てであるという認識は持たせられたと考えている。
- 18 現実に起きている、また起きていた問題について触れたことで、具体的なイメージをもって学習に取り組むことができていた。  
また、「偽装行為」を通じて、企業が持つ責任の重大さを理解させることはできた。
- 19 生徒たちは興味を持って聞いている。若者の事前の理解は想像以上に浅く、その意識に警鐘を鳴らす意味は大きい
- 20 身近な契約から授業を始めていき、生徒たちの反応は比較的良い。消費者問題のところでは、実際に自分や家族が被害にあいそうになった経験を持つ生

徒もおり、現実味のある話も聞くことができる。その反面、「自分は大丈夫」と考える傾向もみられる。

21 例えば「現代社会」の授業の際に、卒業後に自動車の購入を考えている生徒が多数いたので、自動車の購入時にかかる費用や維持費、保険料など具体的に数字で示しながら授業を行った際にはとても反応が良かった。

成果については正直なところわからないが、「お金のこと、消費することをもっと勉強しなければならなかった」といった感想がでるなど消費について考えるきっかけになったのではないかと感じた。

22 自身が受けていた被害を改めて、「被害」だったと気付いた。

回答からみられる生徒の反応については、「身近な問題例えば身近な地域での問題や課題について、自分自身のライフプランの実現とお金の関係など自分を取り巻くお金そのもののあり方や経済活動について、あるいは消費者被害の実例（詐欺事例、クーリングオフ制度、クレジットカード利用、ローンや多重債務問題、自己破産等）について、問題解決につなげるための方法、例えば専門的な知識を持つ教員や消費生活センターへの相談が有効な手立てであるということ」等、具体的なイメージがわく内容に関しては生徒たちの興味関心が高いという回答が見られる。しかし「他の教科より生徒の興味関心が高いというケースがある一方、あまり実感のわかない面があるため、他の分野と比べると反応は薄いというケースもある。また興味を持ってはいるが、自分の生活と授業の学習内容のリンク付けはあくまで授業内に留まっていること、生徒の事前の理解度が想像以上に浅いこと、「自分は大丈夫である」と考えている点、被害を受けて初めて「被害」であったと気づくことなど、生徒の反応は多様な状況であることが今回の調査結果でうかがい知れた。

これらの結果から、身近な問題として実感がわかず、とらえることが難しいという生徒がいる反面、身近な問題で話題性のあるものに対しては興味を持つ生徒が多数いることがうかがえる。それらが発展することにより、購買行動に際しての注意点、情報化社会における情報の収集方法や判断能力の育成など消費者教育の進展に繋がっていくものと思われる。興味を持つことにより、関心が高まり自ら行動してより知識を得ようとする契機とな

ることも考えられる。これは自立した消費者への第一歩でもある。このようなことがわずかでも見受けられるなれば消費者教育の目的の達成に一步でも近づくのではなからうか。

「設問Ⅴ」においては、消費者教育を行うにあたり、指導案（授業計画）の作成に際し指導者側が実施している内容や、「消費者教育の推進に関する法律」第11条2（国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。）及び第11条3（国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人事の活用を推進するものとする。）に関して、実際どのようなことが行われているのかを知るためにこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

- 1 本校では今のところ教員に対する措置は特に講じられておりません。人材活用の推進も特にされていません。以前勤務していた学校では、市の消費生活センターの方にきていただき、契約や悪徳商法についてお話しいただいたことがあります。
- 2 特にありません。
- 3 特になし。
- 4 当該の家庭科や現代社会や進路担当に任されており、特に全体の教員に向けては行われていない。
- 5 学校内において3年生を対象に外部講師を招いて消費生活についての講話を実施している。
- 6 教科担当任せになっております。（希望者は研修を申し込むことができる）
- 7 IVで挙げたようにPTAと協働して、研修を実施している。生徒とともに実施することで家庭科や公民の授業へ展開できる。
- 8 講師等は活用していない。
- 9 それぞれの教科において、授業研修等に取り組んでおり、外部研修等にも参加している。
- 10 現段階では、消費者教育に関する校内研修は行っていない。ただ、県の研修「授業に役に立つ消費者教育」に参加してスキルアップを図っている者はいる。
- 11 講師を招き、講座等をおこなっている。
- 12 松戸市の消費生活課に、御協力頂いています。

- 13 特になし。
- 14 特に行っていない。家庭科の教員は、部会の研修会等で取り組んでいる時もあるようである。
- 15 生徒だけではなく、職員対象の研修会も必要と考える。

これまでの消費者教育に関する講師も含め、さまざまな分野の講師活用が考えられることから検討したい。

- 16 ・措置について、現在特に配慮されていることはありません。

職務の内容や経験に応じた措置も大切かと想われますが、教科や経験に頼るのではなく、教員全員の消費者教育に対するスキルアップのための研修は必要であると考えます。

・人材活用について、今後活用予定あり。

- 17 千葉県が主催する研修会に必要なに応じて職員を派遣し、指導力向上を図っている。

消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用については、実施していない。

- 18 いずれも、特になし。
- 19 研修の措置は講じていない（不祥事防止等、優先しなければならない研修があるので）  
消費行動に絞った外部人材活用は推進していない（DV防止、SNS利用等について優先）
- 20 本校は地域連携アクティブスクールに指定されており、教職員はこれに関連する業務に忙殺されている状況下であり、新たな研修などの取組を導入することは難しい状況である。ただし、今後の実施内容として、地域の知識を持っている人材を研修の講師として活用するなどの取組が考えられる。
- 21 現在は行っていないが、学校だけでは限界があるので、より高度な教育を行うためにも、地域人材等を含め今後活用することが必要であると感じている。
- 22 消費者生活センターの人などに来ていただくことも検討中。

回答からは消費者教育に関する研修について全体の教員に向けて行っている学校の割合は多いとは言えない。行っている学校においては教科担当者に任せている場合が多く、各種部会や千葉県等が主催する研修会に参加し

スキルアップを図っている教員もいることがうかがい知れた。回答の中には地域連携に関連する業務に忙殺され、新たな研修などの取組を導入することが難しい状況の学校もあった。

消費者教育に関する知識や経験等を有する人材の活用については専門家を招聘し講義を実施したり、地域の人材の活用をより積極的に進めようとしている学校は数校にとどまりあまり活発に実施されているとはいいがたい。しかし、より高度な教育を行うためにも、地域人材等を含め今後活用することが必要であると感じているとの回答のように、これからの課題として積極的な取り組みが期待できる。このことは、地域経済活性化のためにも、地域の人材活用は有意義なものになると思われるので早急に検討をすることが望まれる。

「設問Ⅵ」においては、平成30年1月に召集された第196回国会において、民法の一部を改正する法律が成立、令和4年4月1日から施行され、民法に定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなり、特に平成16年4月2日以降に生まれた者で平成32年度以降に高等学校及び高等専門学校等に入学等した者については、在学中に成人となる。これに関し特に意識して取り組んでいることが何かあるのかを知るためこの設問を新たに設けた。回答は以下の通りである。

- 1 今のところ、特にありません。
- 2 特にありません。
- 3 何かを意識して具体的に行っていることはありませんが、高等学校では令和4年度より新学習指導要領のもと、地歴公民科において大幅な科目内容の変更が行われます。  
特に公民科に新設される「公共」という科目は選挙権年齢の引き下げや民法での成年年齢の引き下げに対応し、2年次までの必修が規定されています。公共は選挙など政治参加や社会保障や雇用・契約といった、社会で必要なことも幅広く学ぶ科目です。  
教科の特性を生かし公民科の中でもより一層の消費者教育を行っていくべきだと思います。
- 4 家庭基礎は1年生で履修しているので、今年度から、在学中（4年生）に成人になる生徒もでてくるということを強調して授業に取り組んでいます。
- 5 確かに成人年齢が20歳から18歳へと引き下げられ

たが、社会人として必要な基礎知識の修得は相変わらず重要であるため、特別に何か意識しているということはない。

- 6 民法の授業を扱う際に、補足している程度である。
- 7 政治的な教養を育むために
  - ① 社会人講師による「年金セミナー」を公民で実施
  - ② 夏休みの課題「税金についての作文」
  - ③ 選挙管理事務所による「模擬選挙」等の講話（毎年ではない）
- 8 主権者教育に対する授業（社会）  
松戸市選挙管理委員に依頼  
・クレジットカード等に関する授業（家庭）
- 9 学校として主権者教育に取り組んでおり、外部講師を招いた選挙に関する研修に取り組んでいる。
- 10 成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに対して、高校としては特に意識はしていなく、これからの複雑な社会を生き抜くために必要となる資質能力を育成していく姿勢に変わりはない。選挙権を引き下げられたときには、主権者教育を県主導で行われている。
- 11 現代社会の授業などを通して、消費者教育を推進している。
- 12 模擬選挙を実施するなど、主権者教育を行っています。  
成人年齢引き下げについては、悪質商法の解説の中でとりあげ注意喚起しています。
- 13 成年年齢引き下げに伴い、未成年取消権も18歳までとなるため、高校卒業後の消費者トラブル等については、特に、意識的に実施している。併せて、年齢引き下げにならない飲酒、煙草等についても確認するようにしている。
- 14 消費者教育と併せて、政治参加の課題もあり、こちらについては各市の選挙管理委員会が、投票用具の貸し出しや講演を提供している。本校も次年度行う予定である。
- 15 政治に関しては意識をはぐくむ教育を推進しているところであり、民法改正に伴う青年教育についても、同様に推進していくこととなる。  
令和4年度から学習指導要領が変わることを踏まえ、現在、教育課程も編成中である。  
については、様々な諸要件も加味した上で、円滑な

運用とするべく、検討中である。

- 16 ・契約について … 『一人暮らしの部屋選び』の学習の中で契約について取りあげている。
- 17 家庭科の教科指導においては、高校生3年生の一部が成年として扱われる日が近づいていることへの意識付けを心がけている。消費生活に関わる分野では、「未成年者取り消し」の対象外になる心構えをもち、「契約」についてきちんとした当事者意識を持つように教えている。
- 18 家庭科の授業に当たっては、民法改訂の背景と改訂の意図、また、女性の婚姻可能年齢のように、引き下げでなく引き上げられたもの等を意識して取り組んでいる。
- 19 家庭科及び社会科における学習指導要領の先取り学習。
- 20 上記設問Vの状況のため、主権者教育などに取り組む必要は感じているが、現状ではなかなか取り組むことができていない。
- 21 繰り返しになりますが卒業後に就職する生徒が多数なので、消費について、特にクレジットカードやローンなどを組めるようになることから、消費者教育によりいっそう努めていかなければならないと考えている。
- 22 消費に限ったことではないですが、自身の選択が大切である。また、責任を伴うことを意識している。

回答としては、「特にない」「具体的に行っていることはない」また、「基礎知識の修得は重要であるので、特別に意識しているということはない」との回答がある一方「主権者教育の実施」をはじめ「在学中に成人となり、未成年者取り消しの対象外となるため契約について取りあげ、卒業後のトラブル防止など当事者意識を持つように指導している」また、「民法改訂の背景と意図等意識して取り組んでいる」等の回答が見られる。また、「学習指導要領の改訂が令和4年度から行われるのにもない、円滑な運用がなされるよう検討中である」という回答が見られた。これらから全体としては成人年齢引き下げを踏まえながら、社会人として基礎的知識の習得と消費者トラブルに対しての指導育成を行っていることがわかる。

## おわりに

以上のアンケート調査の結果から、高等学校における教育内容は、各学習指導要領に沿った形で実施されていることが確認された。ただ、「はじめに」でも示したように、「消費者教育の推進に関する法律」第11条（学校における消費者教育の推進）「国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発展段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。」をいかに実行に移していくのか、すでに法律が施行されてから7年が経過しており、教育委員会と地方公共団体に課せられた重要な課題であろう。

特にその地域における特色ある教材を使用しての授業があまり行われていないことが分かった。また、人材活用に際してもこれからというケースが多いことも分かった。生徒たちが学習した結果について、興味を持てば生徒たちの反応はそれなりにあり、これからの消費生活に何らかの影響を及ぼすものと考えられるので、教育時間数の制限はあるものの推進していくことが好ましく、自立した消費者育成に繋がるものとする。

また、消費者教育は学校のみならず地域社会での取り組みも重要である。アンケートの回答にもあるように家庭との関係もまた重要であり、成人を巻き込んだ消費者教育の推進は欠かすことが出来ないものとする。そのための、ロードマップを作成することも必要なことである。消費者被害を未然に防ぐことが、重要な課題であるのでそのための施策を総合的に検討することが地方自治体及び関係機関の急務であろう。

特に高校を卒業し社会に巣立つ生徒達に対して社会人として基礎的知識の習得がなされることにより、今日多発している若者に対する消費者被害を少しでも削減することができるものと思われるし、後々の高齢者に対する被害の削減にも繋がるものとする。

今後学校教育の充実並びに社会教育の整備が一層なされることを期待し、その取り組みを見守っていききたいと考えている。

最後になりましたが、大変お忙しい中今回調査にご協力頂きました方々に心より御礼申し上げます。

「消費者基本法第17条および消費者教育の推進に関する法律  
第5条・第11条に対応する、国及び地方公共団体の  
具体的取り組みについての調査」



## 消費者基本法第17条 および 消費者教育の推進に関する法律 第5条・第11条に対応する、国及び地方公共団体の具体的取 り組みについての調査

中央学院大学 商学部 山田 壽一

### この調査の目的

消費者基本法（平成16年6月改正施行）の第1条 目的において「・・・消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、・・・」が、第2条 基本理念 においては「・・・消費者に対して必要な情報及び教育の機会が提供され・・・、消費者が自らの利益の擁護および増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。」と明記されております。また、第17条（啓発活動及び教育の推進）において「・・・消費者が生涯にわたって消費生活について学習機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する必要な施策を講ずるものとする。2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。」とあります。また、啓発活動及び教育の推進に関する法律 すなわち 「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年12月施行）第3条（基本理念）には「・・・3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策と有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。」が、また、第5条（地方公共団体の責務）では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じて施策を策定し、及び実施する責務を有する。」が規定されています。また、第11条（学校における消費者教育の推進）では「国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。」とあります。

また、平成30年1月に召集された第196回国会において、民法の一部を改正する法律が成立、平成30年6月20日に公布、平成34年（令和4年）4月1日から施行され、民法に定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなりました。このことにより、一人で有効な契約を結ぶことができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなります。具体的には、平成14年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた者は、施行日である平成34（令和4）年4月1日に、

それぞれ満 18 歳、満 19 歳で成人となります。また、平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者は、施行日以降、満 18 歳で成人となります。特に、平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で平成 32 年度以降に高等学校及び高等専門学校等に入学等した者については、在学中に成人となります。そのため改正法が施行される平成 34（令和 4）年度より、満 18 歳で成人となった者は契約の主体となり、一方、現在 20 歳未満まで認められている、保護者の同意を得ずに締結した契約の取消についても 18 歳未満までとなります。

これを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、実践的な消費者教育の実施を推進する必要があります。さらに、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、消費者教育の充実を図る必要があります。

このような中、既に高等学校等における消費者教育に関しては、消費者基本法や消費者基本計画を踏まえ、現行の学習指導要領（平成 20 年、21 年改訂）において、消費者教育に関する内容が充実されています。

そこで消費者の自立に向けて、国及び地方公共団体 特に学校の現場において、生徒たちに対しどのようにして消費生活に関しての必要な情報及び教育の機会を提供されているのか、その効果はどのくらいあるのか、また実施する際、問題点等が生じてはいないのか等についての実態を把握するため、この調査を行うこととしました。

大変お忙しいところ申し訳ありませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 関連条文 [ 消費者基本法 ] 一部抜粋

##### （目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

##### （啓発活動及び教育の推進）

第十七条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情

報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

[ 消費者教育の推進に関する法律 ] 一部抜粋

(目的)

第一条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。（基本理念）

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校における消費者教育の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学

校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

設問Ⅰ 消費者基本法第17条において「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する必要な施策を講ずるものとする」また、消費者教育の推進に関する法律第2条において「この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう」とありますが、『消費生活に関する教育』とは具体的にどのようにお考えでしょうか。


設問Ⅱ 貴学において、『消費生活に関する教育』をどのように実施しておりますか。できるだけ具体的（実施した科目名・講座内容・講義時間等）にお教えください。また、当該区域の社会的、経済的状況に応じた独自の講義内容を提供しておりますか。


質問Ⅲ 貴学において、『消費生活に関する教育』を実施する際、何か課題や問題点がありましたか。あった場合、それらに対しては、どのように対応されましたか。また、課題として残ったものはありますか。


設問Ⅳ 貴学において、『消費生活に関する教育』を実施した結果、生徒たちの反応はいかがでしたか。また、どのような成果が見られましたか。


設問Ⅴ 貴学においては、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を何か講じていますか。また、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進していますか。


設問Ⅵ 平成 34 年（令和 4 年）4 月 1 日から施行され、民法に定める成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることとなりましたが、これに関し特に意識して取り組んでいることは何かありますか。ありましたら、具体的にお示しください。


調査学校名
調査学校所在地
連絡先電話 担当部署
担当者名
調査日 令和元年 月 日